

【相談を申し出る際の手順】

ハラスメントの被害を受けていると思う人は、相談員に対して相談あるいは苦情を申し出ることができます。この申し出は、ハラスメントの直接の被害者だけでなく、他の学生や教職員、関係者等に対するハラスメントを不快に思う人によっても行うことができます。

ハラスメントについて、相談員に相談あるいは苦情の申し出をする場合は、次のような手順で行ってください。

- 1 教務・学生チームの相談箱への投函や手紙、電話、ファックス又は電子メールにより相談員に連絡をとります。

連絡先

① 教務・学生チーム（相談箱）

② ハラスメント相談員

※所属に関係なく、あなたが相談しやすい人に相談してください。

- 2 相談員と相談日時及び相談場所の調整をとり、相談をします。

- 3 その後は、ハラスメント対応フローに従い、処理をします。

ex) 電話による場合

相談者 「相談員の〇〇さんですか。私は、〇年の××××とありますが、セクハラの関係で相談したいのですが。」

相談員 「わかりました。それでは、事情等お聞きしたいので△△時に□□室でお会いできますか。よろしければ相談員の●●も同席させたいのですが。」
□□室で事情をお聞きし、「ハラスメント対応フロー」に従い、処理をします。

ex) 相談箱への投函による場合

相談者 教務・学生チームの相談箱等へ相談員にあてた手紙を入れる。

手紙の内容

「セクハラ相談員の〇〇様

私、〇年の××××ですが、セクハラの関係で相談したいのです。直接会ってお話ししたいと思いますので、都合のよろしい日をお知らせください。よろしくお願い致します。」

相談員 相談者に対して、事情をお聞きする日程を連絡する。

その後は、「ハラスメント対応フロー」に従い、処理をします。

ex) メールによる場合

相談者 相談員あてにメール（相談箱への投函による場合と同じ）を送る。

相談員 相談者に対して、事情をお聞きする日程を返信する。

その後は、「ハラスメント対応フロー」に従い、処理をします。